**～美里町こども医療費受給者の皆様へ～**

**令和４年１０月診療分から**

**こども医療費の現物給付方式（窓口払いなし）が**

**埼玉県内全域に拡大します！**

**現物給付方式とは…**

町が発行する受給資格証等を医療機関等の窓口へ提示することにより、保険適用の医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。



**実施時期**

令和４年１０月診療分から　こども医療費

**変更内容**

これまでは、児玉郡市（４市町）・深谷市・寄居町の医療

美里町マスコット　ミムリン

機関等が現物給付の対象となっていましたが、１０月から埼

玉県内全域の医療機関等が現物給付の対象となります。

そのため、埼玉県内の医療機関等における窓口での支払いはなくなります。

**※ただし、医療機関（医科・歯科・薬局）によっては現物給付の対応をしない場合もありますので、窓口でご確認ください。支払いがあった場合には、これまでと同様に領収書と申請書を美里町役場福祉課の窓口へ提出してください。**

**注意事項**

**次の場合は、医療機関等を問わず、現物給付の対象外です。**

これまでと同様に窓口払いとなりますので、領収書とこども医療費申請書を福祉課の窓口へ提出してください。

①１医療療機関の支払いで１か月の間に21,000円以上となる場合

②接骨院等での施術を受けた場合

③日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象の医療費

④その他、受給資格証を忘れた場合や治療用装具を作成した場合等

裏面もご確認ください。

**健康保険証の変更についてのお願い**

お子様の健康保険証が変更となった場合は、**必ず新しい保険証を窓口へお持ちください！**

問い合わせ

美里町役場福祉課こども福祉係

☎ 0495-76-5132